

市県民税(住民税)、所得税の申告は正しくお早めに

申告受付期間は、2月16日(火)から3月15日(月)までです。場所は市保健センター2階研修室になります。受付時間は、平日の午前8時45分から午後4時までとなります。開場は午前8時です。

市役所および竜ヶ崎税務署では、確定申告期間中の2月21日・28日の日曜日限り、確定申告の相談や受け付けを行います。右記以外の土・日曜日は閉庁日になっていますので、ご注意ください。

なお、市役所での受付時間は、この日曜日の2日間に限り午前8時45分から午後3時までです。(平日は午後4時までです)

●確定申告について(税務署からのお知らせ)

・所得税の還付申告の方は、2月15日(月)以前(市役所では受け付けしていません)でも、申告書を提出することができますので、直接税務署へ提出してください。

・確定申告書の提出は、郵送または税務署の時間外収受箱への投かんによっても、提出することができます。

・国税庁では、確定申告に関する

各種情報を納税者の方に提供するため、ホームページを開設しています。所得税の確定申告書および贈与税の申告書の作成ができる「確定申告書作成コーナー」もありますのでご利用ください。

・所得税確定申告期間中、e-Taxは24時間利用できます。「確定申告書作成コーナー」でもe-Tax用の申告データが作成できます。

・土地、建物、株式などの譲渡所得がある方、配当で譲渡取得と損益通算の申告をする方は、税務署で申告いただきますようお願いいたします。

●市県民税(住民税)申告について(市からのお知らせ)

・市県民税(住民税)の申告書は、2月15日(月)以前でも提出できますが、閉庁日および時間外の受け付けは行っていません。(確定申告書は受け付けできません)

・郵送による提出もできます。

《市県民税(住民税)の住宅ローン控除について》

所得税の住宅ローン控除を受ける方で、平成21年分の所得税から控除しきれない額がある方は、翌年度の市県民税(住民税)所得割から控除できます。

毎年市町村へ提出する必要があった「市県民税住民税住宅借入金

等特別税額控除申告書」は、提出の有無を選択することができ、提出しなくても控除が受けられるようになりました。(平成22年度から)控除を受けるための手続きは、

年末調整または確定申告で必要書類を添付することで市県民税にも反映されます。ただし、平成21年中に入居の場合は、控除を受ける最初の年に限り確定申告が必要となります。(給与所得者に限り、翌年以降は年末調整で控除が受けられます)

※平成19年・20年中の入居の場合は、所得税控除のみとなっています。

問い合わせ

【確定申告について】

竜ヶ崎税務署(T301・8601)
龍ヶ崎市川原代町118
2・5 ☎0297・66・13
03(自動音声案内)

【市県民税の申告について】

市税務課 ☎内線1056〜1059

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>